

高齢者等権利擁護ネットワークを 設置しました

高齢者の虐待や、消費被害等の予防と早期発見・早期対応・再発防止に取り組んでいくには、地域に住む人々や、地域の組織・機関などが連携することが重要です。

さらに、認知症への理解や高齢者の権利擁護についても、広く市民に啓発していかなければなりません。

そのような取組みを行うのが、「高齢者等権利擁護ネットワーク」です。高齢者等権利擁護ネットワークは、次の2つのネットワークで成り立っています。

1 個別支援ネットワーク

① 早期発見・見守り支援機能

はじめは近所の人の気づきから、民生委員や自治会などが市民と協働して見守るため、高齢者等に対しての「地域の目」の役割を果たします。身近な存在として「何かへんだな」と感じる変化が見られれば、地域包括支援センターに伝えます。

2 権利擁護ネットワーク

～困難事例や法的な判断が必要な場合～

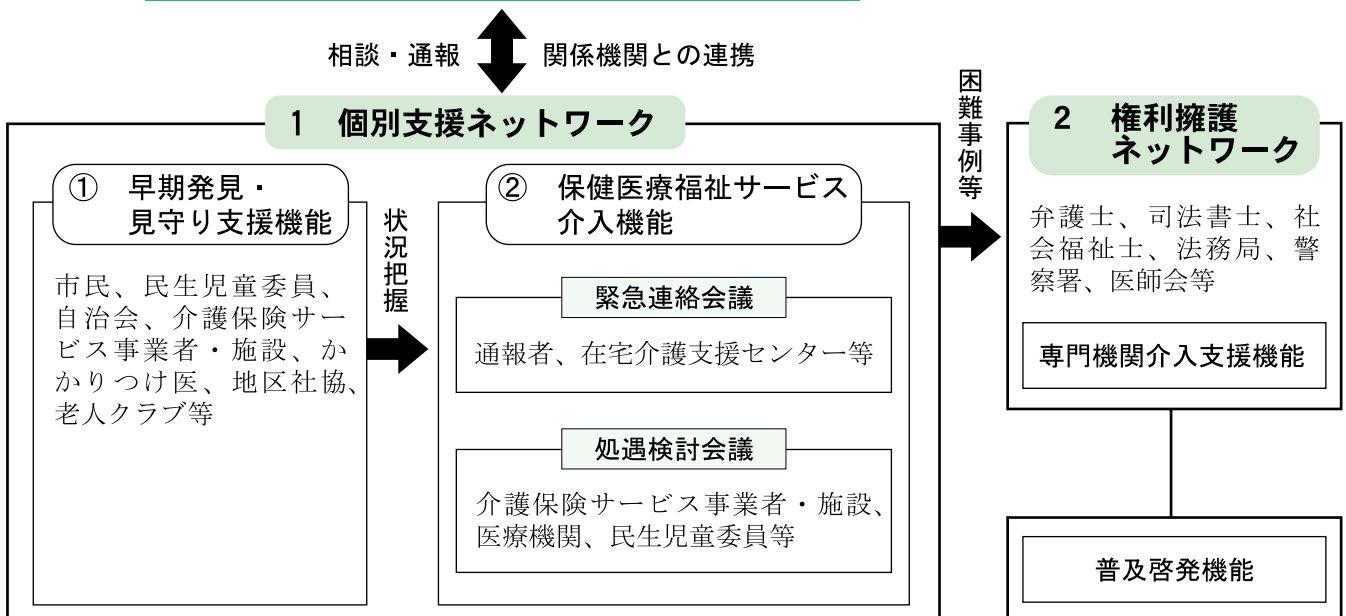
② 保健医療福祉サービス介入機能
早期発見・見守り支援機能で得られた情報をもとに、情報収集や緊急性の確認をする「緊急連絡会議」と、介護保険サービスを含む必要なサービスを的確かつ迅速に実施する「処遇検討会議」を行います。

保健・医療・福祉分野の範囲を越える専門的な対応を必要とする場合、または立入調査や緊急対応等で市が権限を行使する場合に、警察、弁護士、専門機関などに協力を要請し、連携して問題の解決にあたります。

高齢者などの権利を擁護していくためには、地域が連携することが必要となります。皆様のご協力をお願いします。

市福祉保健課、地域包括支援センター

相談・通報 ↔ 関係機関との連携



※こんなときご相談ください！

一人ぐらしの玄関の前がゴミだらけ…、最近見かけたなら顔にあざがあった…、訪問販売の人が何度も来てるみたいなど

問い合わせ 竹原市地域包括支援センター ☎22-5494